

令和6年度版

社会自立をめざして



発達支援教育 進路のてびき

浜松市では、すべての子供のすこやかな成長発達を願い、
発達支援教育を学校教育の根幹に据えて、教育活動を進めています。

浜松市教育委員会

進路を考える上で大切なことは？

子供一人一人の教育的ニーズに応じ、適切に支援をする場として通常の学級以外に発達支援学級や通級指導教室（言語、LD等、聴覚）などが位置づけられています。それぞれの学級、教室では、個々のニーズに応じた特別な教育課程を編成し、個別的教育支援計画・指導計画をもとに、丁寧で細やかな指導を通して、将来の社会自立をめざした教育を行っています。

社会自立とは、子供が「生きる力」を身に付け、社会人・職業人として自立していくことを指します。しかし、発達支援学級や通級指導教室に通う子供は、特にコミュニケーションや日常生活への適応が苦手であることが多く、生活年齢や発達段階に応じて、より具体的で、より生活に結びついた経験の積み重ねが重要になります。

したがって、将来の進路を考える上で大切なことは、単に上級学校への進学だけを考えるのではなく、将来の社会人・職業人としての姿をイメージし、どの場でどんな経験を積み重ねていくことが社会自立につながるのかを、本人、保護者、学校とが一緒に考えていくことだと思います。

そこで、実際に進路を考えていく際には、本人の生活年齢や発達段階に応じた発達課題を明らかにする必要があります。

発達課題は、発達段階順に大きく3つにまとめることができます。

- ① **「身辺自立」** ……衣服の着脱、食事、排せつ等、身のまわりのことが自分一人で行えるようになることで、すべての基盤になるものです。
- ② **「生活自立」** ……洗濯、買い物、調理、掃除等、家庭生活を送っていく上で必要な力を身に付けることです。
- ③ **「社会自立」** ……他者との関わりの中で、社会人として仕事などを通して社会に参加していくことです。

3つの自立を達成させるために、【育てたい8つの力】があります。その中でも、多くの力を支えていくのが「体力」と「家庭」です。まず毎日の健康が何より大事で、それを日々支えるのが「体力」です。そして、もう一つの支えとなるのが「家庭」です。「家庭」は、生活リズムを整え、心の安らぎを与えながら、家事や家族の姿を通して仕事の苦勞ややりがい、楽しさを日々伝える重要な場なのです。

したがって、学校においては、各教科をはじめ教育活動全体を通して社会自立につながる指導を、意識して行うことが大切です。また、家庭においては、生活自立につなげるために、家庭での役割を与えながら見届け、認めることで、働くことの喜びや充実感をはぐくんでほしいと思います。

最終的には、子供一人一人がより豊かに生きる力を身に付け、生きがいのある毎日を過ごしていけることを願っています。





社会自立につながる子供像

～育てたい8つの力～



より豊かに
生きる力
生きがい

学力

国語、数学、社会、理科
外国語、保健体育、音楽
美術、技術家庭、
日常生活に必要な知識
など

コミュニケーション力

話をしっかり聞く
あいさつ、返事
考えや気持ちを伝える
場に応じた言葉遣い
質問・相談ができる

社会適応力

ルール・マナー
集団参加
他者との関わり
協調性

セルフコントロール力

情緒の安定
変化への対応
自己理解

仕事力

正確さ 確実さ
素直さ 実直さ
器用さ 謙虚さ

身辺処理力

～からだの真ん中～

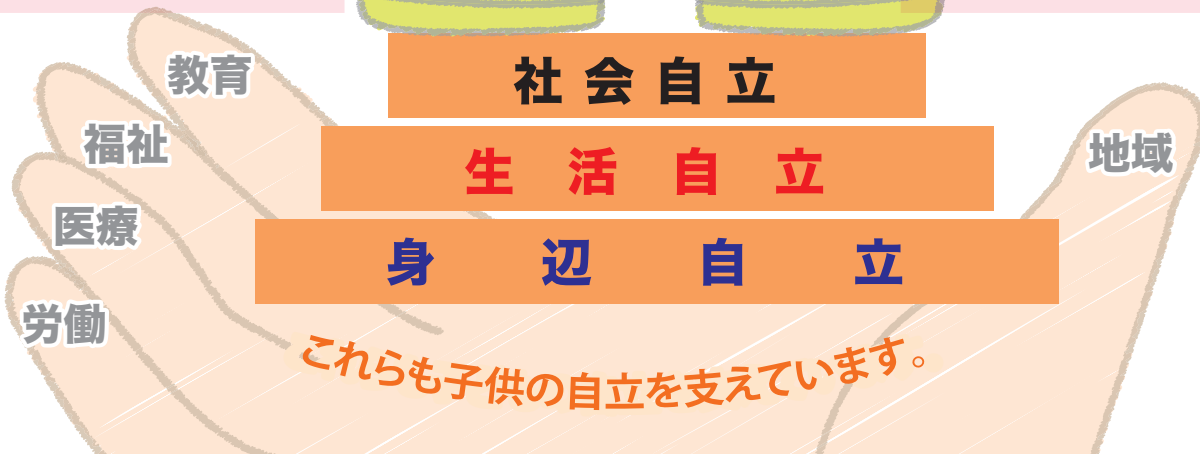
清潔感（入浴、洗濯、身だしなみ）
衣服の着脱、食事（マナー）
排せつ、整理整頓、調理

体力

健康な体
自己管理能力
仕事に耐える持久力

家庭力

安定した生活リズム
家族との信頼関係
余暇活動



これらも子供の自立を支えています。

進学

高等学校

■ 全日制の課程

高等学校の課程を修める人のうち、1日5時間から7時間程度勉強に専念する人たちのために設けられた学校を全日制高等学校といいます。公立と私立がありますが、卒業後の資格は同じです。

	学校名	学科	住所
公立高全日制 (天竜川以西の学校)	静岡県立天竜高等学校	森林環境 総合 福祉	浜松市天竜区二俣町二俣601
	静岡県立天竜高等学校 春野校舎	普通	浜松市天竜区春野町堀之内284
	静岡県立浜松北高等学校	普通 国際	浜松市中央区広沢1-30-1
	静岡県立浜松西高等学校	普通	浜松市中央区西伊場町3-1
	静岡県立浜松南高等学校	普通 理数	浜松市中央区米津町961
	静岡県立浜松湖東高等学校	普通	浜松市中央区大人見町3600
	静岡県立浜松湖南高等学校	普通 英語	浜松市中央区馬郡町3791-1
	静岡県立浜松江之島高等学校	普通 芸術	浜松市中央区江之島町630-1
	静岡県立浜松東高等学校	普通 商業(総合ビジネス 情報ビジネス)	浜松市中央区笠井新田町1442
	静岡県立浜松大平台高等学校	総合	浜松市中央区大平台4-25-1
	静岡県立浜松工業高等学校	機械 土木 電気 建築 情報技術 システム化学 デザイン 理数工学	浜松市中央区初生町1150
	静岡県立浜松城北工業高等学校	機械 電子機械 電子 電気	浜松市中央区住吉5-16-1
	静岡県立浜松商業高等学校	商業 情報処理	浜松市中央区文丘町4-11
	静岡県立浜名高等学校	普通	浜松市浜名区西美蘭2939-1
	静岡県立浜北西高等学校	普通	浜松市浜名区新原4175-1
	静岡県立浜松湖北高等学校	普通 産Ⅱ(農)・Ⅲ(工)・Ⅳ(商)	浜松市浜名区引佐町金指1428
	静岡県立浜松湖北高等学校 佐久間分校	普通	浜松市天竜区佐久間町中部683-1
	静岡県立新居高等学校	普通	湖西市新居町内山2036
静岡県立湖西高等学校	普通	湖西市鷺津1510-2	
浜松市立高等学校	普通	浜松市中央区広沢1-21-1	

※全日制の私立高校については各校のホームページやパンフレット等を参照してください。

■ 定時制の課程

夜間、その他特別の時間帯において授業を行う制度です。学年制による夜間定時制と単位制による三部制(午前、午前～午後、夜間)の定時制があります。4年間で卒業する教育課程ですが、3年間で卒業もできます。

公立高定時制 (天竜川以西の学校)	学校名		授業時間	学科	住所
	学年制	静岡県立浜松北高等学校	夜間	普通	浜松市中央区広沢1-30-1
		静岡県立浜松工業高等学校		工業	浜松市中央区初生町1150
		静岡県立浜名高等学校		普通	浜松市浜名区西美蘭2939-1
		静岡県立新居高等学校		普通	湖西市新居町内山2036
単位制	静岡県立浜松大平台高等学校	I部 II部 III部	普通	浜松市中央区大平台4-25-1	

通信制の課程

通信の方法を利用しながら高等学校卒業の資格を得る制度です。テキストを使って自宅で学習し、レポートを提出して指導を受けたり、スクーリングを受けたりして決められたテストに合格すれば、単位が修得できます。

単位制による通信制(公立高)	学校名	学科	住所
	静岡県立静岡中央高等学校 西部キャンパス (新居高校内)	普通	湖西市新居町内山2036

※その他私立の通信制高校も多くあります。学校によっては専修学校などの技能連携施設との連携で単位を修得できる学校や、サポート校等に通学し学習支援を受けながら単位を習得できる学校があります。各校の情報についてはホームページやパンフレット等を参照してください。

通級による指導

- 県立静岡中央高等学校通信制の課程3キャンパス（西部、中部、東部）において、自校通級による指導を行い、個別指導を原則に必要なに応じてグループ指導を行っています。
- 県立高等学校において巡回通級による指導を放課後の時間帯に行っています。（週に1回～2週に1回程度）

特別支援学校 高等部

障がいのある生徒が学ぶ学校で、基本的に高等学校に準じた教育を行いますが、将来の社会自立に向けて障がいの特性に応じた教育も行っています。県内の特別支援学校では、本人、保護者、教師等が高等部での教育について理解が深められるように早い段階から学校見学や教育相談を実施しています。（詳細については、静岡県教育委員会特別支援教育課のホームページを参照していただくか、直接各校へお問い合わせください。）

校種	学校名（※居住地による学区が定められています）	住所	連絡先（電話）
視覚	静岡県立浜松視覚特別支援学校	浜松市中央区葵西5-9-1	436-1261
聴覚	静岡県立沼津聴覚特別支援学校	沼津市泉町4-1	055-921-3398
知的	静岡県立浜松特別支援学校	浜松市中央区江之島町1266-2	425-7461
	静岡県立浜松特別支援学校城北分校※1	浜松市中央区住吉5-16-1	415-9061
	静岡県立浜松みをつくし特別支援学校	浜松市浜名区細江町広岡1番地	424-5890
知的 (肢体重複併設校)	静岡県立浜北特別支援学校	浜松市浜名区西中瀬二丁目3-1	580-3377
	静岡県立浜名特別支援学校	湖西市新居町浜名1855-71	594-5658
肢体不自由	静岡県立西部特別支援学校	浜松市中央区根洗町597-1	436-1370
病弱	静岡県立天竜特別支援学校※2	浜松市天竜区渡ヶ島201-2	926-2255

※1 浜松特別支援学校城北分校の学区は浜松市、湖西市全域です。

※2 天竜特別支援学校は天竜病院を受診している生徒に入学が限定されています。

※3 高等部入学までの手順・流れについては、静岡県公式ホームページ「特別支援教育課」の「将来を見すえた進路のために」を御覧ください。

※4 特別支援学校高等部に入学を希望する生徒は、中学3年生の1学期に行われる体験に必ず参加してください。（ここの体験人数が定員として反映されます。）

専修学校 各種学校

専修学校、各種学校では、産業の多様化、高度化に伴う社会の変化に適応した実際的な内容で、実社会で役立つ職業教育に重点を置いた幅広い人間教育、教養教育に取り組んでいます。また、広域の通信制高等学校との連携で、高校卒業の資格が取得できる学校もあります。

職業訓練校

静岡県立あしたか職業訓練校

沼津市宮本5-2 (TEL 055-924-4380)

職業人として自立を目指す身体・知的・精神に障がいのある方に対して、各人の能力と適性に応じて職業基礎知識と技能を習得することを目的とした定員50名、訓練期間1年の職業訓練施設です。

生産・サービス科（15歳以上）では、各コース（機械操作、加工組立、流通・環境）に分かれて専門的な技能の訓練をするほか、基礎的なパソコン操作、環境美化、コミュニケーションなどの技能を幅広く習得します。

コンピュータ科（18歳以上）では、文書作成、表計算、簿記会計を中心にデータベース、ホームページの作成方法等を学びます。日商PC検定、簿記検定等の資格取得を目指します。

- 対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（申請中を含む）または発達障害であることが医師の診断で確認できる方。
- 入校検定料・入校料、授業料は無料（ただし、入校時に訓練総合保険等約5万円必要）
- 就職率 就職率ほぼ100%（令和4年度91.7%）
- 訓練手当 総額 月平均10万円余支給
- 希望者は入寮可能（生活に個別の介助が必要な方などは利用不可）

静岡県立浜松技術専門校（浜松テクノカレッジ）浜松市中央区小池町2444-1(TEL462-5602)

ハローワークや支援機関等と連携し、障がいのある方のために下記の公共職業訓練を行っています。（一定の条件を満たすと訓練手当などを受給できます。）

【事業主委託訓練（実践能力習得コース）】

障がいのある方の雇用を計画している企業で訓練を行い、必要な能力を身につけ、就職につなげる訓練

【知識・技能習得訓練（職場実習付）】企業や訓練施設で行う、スクール形式での座学と職場実習を組み合わせた訓練

【在職者訓練】在職中で、業務に必要な能力を身につけたい方や、さらにスキルアップをしたい方を対象とした訓練

施設

障害者支援施設 社会福祉法人聖隷福祉事業団 浜松学園（旧静岡県立浜松学園）浜松市浜名区都田町9478-1(TEL484-1100)

障がいのある方を対象に、社会人として必要な自立及びコミュニケーションの力を養うとともに、個々の能力と適性に応じた作業訓練を行い、2年～5年以内に就労を目指す施設で、令和4年度より静岡県より社会福祉法人聖隷福祉事業団へ移譲されました。

提供する社会福祉サービスは入所、通所による就労移行支援・就労継続支援（A・B型）・生活介護、短期入所の事業です。利用相談は学園にてお受けいたします。在籍する学校を通してお申し込みください。施設等の詳細についてはインターネットにて【浜松学園】と検索して御覧ください。

3 「手帳」に関すること

「手帳」には、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。訓練校入校、施設利用、福祉就労等の際に、手帳の取得が必要となる場合があります。発達障害児・者の方も手帳の取得ができます。

手帳には、JR等の運賃や所得税などの優遇など、各種サービスが受けられることにメリットがあります。しかし、手帳の種類、等級や区分によって、福祉サービスの内容が細かく異なっていますので、詳細な内容については障害保健福祉課発行の「障害福祉のしおり」や浜松市の公式ホームページを御覧ください。窓口は各福祉事業所社会福祉課（区役所または行政センター内）になります。

手帳の種類	交付（申請）対象	診断書および医師の所見
◆療育手帳	知的発達に遅れがある人	一部必要
◆身体障害者手帳	身体に永続すると認められた障がいのある人	必要
◆精神障害者保健福祉手帳	受診日から6か月以上を経過した精神に障がいのある人	必要

(1) 就労相談：職場選び

就労についての相談や仕事への適性を考えていく時に、在籍学校が主体となる場合とハローワークや就労に特化した支援センターへ相談を行う場合があります。

① 職場の紹介や斡旋はハローワークで行います。

施設名	住所	連絡先
新卒応援ハローワーク（新卒、卒後もしくは中退3年以内）	中央区板屋町111-2アクトタワー7階	540-0008
ハローワーク浜松【中央区(旧北区※三方原地区を除く)】	中央区浅田町50-2	457-5158
ハローワーク浜北【天竜区、浜名区(旧北区※三方原地区以外を除く)】	浜名区沼269-1	584-2233
ハローワーク細江【中央区(旧北区三方原地区)、浜名区(旧北区)】	浜名区細江町広岡312-3	522-0165

※旧北区三方原地区（初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町）

② 就労に向けての細かな相談や就職活動の際の対人・行動支援は支援センターが行います。

施設名	住所	連絡先
障害者就労支援センターふらっと	中央区中郡町474	589-3028
障害者就業・生活支援センターだんだん	中央区三幸町201-4	482-7227

(2) 障害福祉サービス等の活用

本人の適正を具体的に試してみたり、福祉就労も検討したりしていきたい場合は、就労移行支援、就労継続支援A型・B型などがあります。利用に際しては受給者証が必要です。詳しくは、各福祉事業所社会福祉課（区役所または行政センター内）にご相談ください。

居住区	事業所名	場所	連絡先
旧中区 ※	中央福祉事業所 社会福祉課	中央区役所内	457-2057
旧東区		東行政センター内	424-0176
旧西区		西行政センター内	597-1159
旧南区		南行政センター内	425-1485
旧浜北区	浜名福祉事業所 社会福祉課	浜名区役所内	585-1697
旧北区		北行政センター内	523-2898
天竜区	天竜福祉事業所 社会福祉課	天竜区役所内	922-0024

※旧北区三方原地区（初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町）を含む。
各サービスや施設の詳しい内容は、障害保健福祉課が発行する「障害福祉のしおり」や「ともに働くを応援します」などをご覧ください。浜松市の公式ホームページからダウンロードすることができます。

(3) 発達相談支援センターの利用

就労に向けて本人の特性の確認を行うことから始めたい場合は、発達相談支援センターを御利用ください。

浜松市発達相談支援センター ルピロ	中央区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館5階	459-2721
-------------------	--------------------------	----------

(4) 障がい者相談支援センターの利用

障がいのある人、障がいのある子供、その保護者・介護者などの相談に応じ、利用できるサービスなどをアドバイスします。

居住区	事業所名	場所	連絡先
旧中区 (三方原地区を含む)	浜松市中障がい者相談支援センター	和合せいれの里内(中央区和合町)	488-8077
旧東区	浜松市東障がい者相談支援センター	東行政センター2階	424-0371
旧西区	浜松市西障がい者相談支援センター	西行政センター3階	597-1124
旧南区	浜松市南障がい者相談支援センター	南行政センター3階	401-6881
旧北区 (三方原地区を除く)	浜松市北障がい者相談支援センター	北行政センター3階	523-2255
旧浜北区	浜松市浜北障がい者相談支援センター	浜北保健センター1階(浜名区平口)	587-1010
天竜区	浜松市天竜障がい者相談支援センター	天竜保健福祉センター2階	589-5580



最後に…社会自立に向けて

成人期に向けて…社会自立を考える時

大人への準備は、普段の生活やいろいろな学習の中で、幼児期、学童期から既にスタートしています。家庭の中で今からでも取り組めることを、家族で見つめ直していきましょう。

例えば、あいさつです。小さな社会である家庭の中で、あいさつを習慣化しましょう。

また、地道なことをコツコツと行い、適切な生活のリズムを身に付けておくことも大切です。

そして、楽しみ（趣味）をもち、余暇の充実を図りましょう。これによって日々の生活が豊かになり、潤いや張りが生まれます。余暇の充実には金銭を伴うことがあり、楽しみを獲得しようとする気持ちが“働く”モチベーション（意欲）となります。



これらを支えるのは…

◆気分や気持ちの安定を図ること。

気分や気持ちが不安定になった時に、どのようにすれば落ち着けるのか、対処の仕方を身に付けましょう。対人関係を維持していく上で必要です。

◆「困った」「分からない」と思ったことを表現できるスキルを身に付けること。

自分が困った時の表現は、自分自身にも周囲の人にもとても役に立ちます。

◆「信頼できる人」を作ること。

家族、友人、学校の先生、医療・相談機関の方々、就職してからは職場の上司・同僚など、自分が信頼できる人を見つけ、気軽に相談できる人を作りましょう。自分や家族のサポーターは、多い方が安心です。



保護者のみなさんへ

節目ごとにお子さんの成長を振り返り、社会人となる姿を家族でイメージし話し合いをしてみましょう。

朝、「行ってきます！」と言って出かけ、夕方、明るい笑顔で「ただいま」と帰宅すること、これは当たり前のことかもしれませんが。しかし、このように落ち着いた生活を送り、社会や人とのつながりを保ち続けることに、人が生きていく上での原点があると考えます。



令和6年度版 社会自立をめざして
発達支援教育・進路のてびき

令和6年3月印刷

令和6年4月発行

編集・発行 浜松市教育委員会 教育支援課

浜松市中央区中央一丁目2番1号

イーステージ浜松オフィス棟7階

☎ 053-457-2428

表紙：中学校発達支援学級における各教科、領域の授業

・浜松市立三方原中学校

・浜松市立丸塚中学校

・浜松市立八幡中学校

・浜松市立舘塚中学校